

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日を平成3年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成3年7月を11万円、同年8月を9万8,000円、同年9月を9万2,000円、同年10月を9万8,000円及び同年11月を8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から同年12月1日まで

私は、平成3年7月1日から同年11月30日までA事業所に臨時職員として勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した履歴証明書及び雇用保険被保険者離職票、A事業所が提出した臨時職員名簿並びに雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年7月10日であり、申立期間当時は適用事業所であることが確認できる。

さらに、申立人が提出した履歴証明書によれば、申立人は申立期間において臨時職員として勤務しているが、A事業所作成の「臨時職員任用等取扱要綱」によると、所属長は臨時職員を2月以上任用した場合、厚生年金保険に加入させなければならない旨規定されている上、申立期間当時、申立人と同室で勤務していた同僚のうち、回答を得られた4人全員について、勤務期間

における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、雇用保険被保険者離職票による賃金額から、平成3年7月を11万円、同年8月を9万8,000円、同年9月を9万2,000円、同年10月を9万8,000円及び同年11月を8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、事務処理上考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年7月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記事については、当該期間のうち、平成19年4月から同年8月までを14万2,000円、20年4月から同年8月までを15万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成20年9月から21年2月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、事後訂正の結果15万円とされているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②及び③の標準賞与額に係る記録については、事後訂正の結果17万円とされているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間④の標準賞与額については、5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成18年9月1日から21年3月1日まで  
② 平成19年6月29日  
③ 平成19年12月10日  
④ 平成20年4月21日  
⑤ 平成20年6月30日  
⑥ 平成20年12月10日

A会に所属し、B事業所でC業務に従事していた期間のうち、申立期間①における標準報酬月額及び申立期間②から⑥までの標準賞与額について、年金事務所の記録と実際の給与及び賞与の額に相違があるので、正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、事業主から提供があった給与支払明細書兼受領書より確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成19年4月から同年8月までは14万2,000円、20年4月から同年8月までは15万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、オンライン記録によれば、平成20年9月から21年2月までの期間に係る標準報酬月額は、当初13万4,000円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年6月に15万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正後の標準報酬月額（15万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13万4,000円）となっている。

しかしながら、事業主から提供があった給与支払明細書兼受領書から、当該期間について、標準報酬月額15万円に相当する報酬月額の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書兼受領書から、申立期間①のうち、平成20年9月から21年2月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人から誤った額の保険料を控除したことを認めている上、社会保険事務所（当時）からの納入告知書に記載がある額を納付したと回答しており、当該期間のうち、平成 20 年 9 月から 21 年 2 月までの期間については、事業主は、前述の回答に加え、申立人の標準報酬月額 of 訂正に係る算定基礎届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③について、オンライン記録によれば、当該期間に係る標準賞与額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月に 17 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正後の標準賞与額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、事業主から提供があった賞与支払明細書兼受領書から、当該期間において、標準賞与額 17 万円に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支払明細書兼受領書から確認できる保険料控除額及び賞与額から 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額の訂正に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間④について、平成 20 年 4 月分の給与支払明細書兼受領書から、「特別手当等」として標準賞与額 5 万円に相当する賞与が本給に上乘せして支払われ、厚生年金保険料が事業主より控除されていることが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の給与支払明細書兼受領書の「特別手当等」として記載された保険料額及び賞与額から 5 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出してい

ないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間①のうち、平成 18 年 9 月から 19 年 3 月までの期間及び 19 年 9 月から 20 年 3 月までの期間については、給与支払明細書兼受領書により、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料と一致する額が申立人の給与から控除されていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑤及び⑥については、オンライン記録によれば、当該期間に係る標準賞与額は、当初、それぞれ 14 万 5,000 円、15 万 1,000 円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月に 17 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正後の標準賞与額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（申立期間⑤は 14 万 5,000 円、申立期間⑥は 15 万 1,000 円）となっている。

当該期間については、賞与支払明細書兼受領書により、保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録で記録されている訂正前の標準賞与額を上回っていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①のうち、平成20年9月から21年2月までの期間に係る標準報酬月額の記事については、事後訂正の結果14万2,000円とされているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記事とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記事を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記事を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②及び③の標準賞与額に係る記事については、事後訂正の結果17万円とされているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記事とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記事を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記事を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間④の標準賞与額については、4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成18年9月1日から21年3月1日まで  
② 平成19年6月29日  
③ 平成19年12月10日  
④ 平成20年4月21日  
⑤ 平成20年6月30日  
⑥ 平成20年12月10日

A会に所属し、B事業所でC業務に従事していた期間のうち、申立期間①における標準報酬月額及び申立期間②から⑥までの標準賞与額について、年金事務所の記録と実際の給与及び賞与の額に相違があるので、正しい金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成20年9月から21年2月までの期間に係る標準報酬月額について、オンライン記録によれば、当初12万6,000円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年6月に14万2,000円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正後の標準報酬月額（14万2,000円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（12万6,000円）となっている。

しかしながら、事業主から提供があった給与支払明細書兼受領書から、当該期間について、標準報酬月額14万2,000円に相当する報酬月額の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書兼受領書から、申立期間①のうち、平成20年9月から21年2月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額の訂正に係る算定基礎届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料

を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③について、オンライン記録によれば、当該期間に係る標準賞与額は、当初14万8,000円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月に17万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正後の標準賞与額（17万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（14万8,000円）となっている。

しかしながら、事業主から提供があった賞与支払明細書兼受領書から、当該期間において、標準賞与額17万円に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支払明細書兼受領書から確認できる保険料控除額及び賞与額から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額の訂正に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間④について、平成20年4月分の給与支払明細書兼受領書から、「特別手当等」として標準賞与額5万円に相当する賞与が本給に上乗せして支払われ、標準賞与額4万8,000円に相当する厚生年金保険料が事業主より控除されていることが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の給与支払明細書兼受領書の「特別手当等」として記載された保険料額から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間①のうち、平成18年9月から20年8月までの期間については、給与支払明細書兼受領書により、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料と一致する額が申立人の給与から控除されていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間⑤及び⑥については、オンライン記録によれば、当該期

間に係る標準賞与額は、当初、15万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月に17万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正後の標準賞与額（17万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（15万円）となっている。

当該期間については、賞与支払明細書兼受領書により、保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録で記録されている訂正前の標準賞与額を上回っていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①のうち、平成20年9月から21年2月までの期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果13万4,000円とされているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②及び③の標準賞与額に係る記録については、事後訂正の結果16万2,000円とされているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成19年6月29日は16万2,000円、同年12月10日は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間④の標準賞与額については、3万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成18年9月1日から21年3月1日まで  
② 平成19年6月29日  
③ 平成19年12月10日  
④ 平成20年4月21日  
⑤ 平成20年6月30日  
⑥ 平成20年12月10日

A会に所属し、B事業所でC業務に従事していた期間のうち、申立期間①における標準報酬月額及び申立期間②から⑥までの標準賞与額について、年金事務所の記録と実際の給与及び賞与の額に相違があるので、正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成20年9月から21年2月までの期間に係る標準報酬月額について、オンライン記録によれば、当初11万8,000円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年6月に13万4,000円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正後の標準報酬月額（13万4,000円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11万8,000円）となっている。

しかしながら、事業主から提供があった給与支払明細書兼受領書から、当該期間について、標準報酬月額13万4,000円に相当する報酬月額の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書兼受領書から、申立期間①のうち、平成20年9月から21年2月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額の訂正に係る算定基礎届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に

基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③について、オンライン記録によれば、当該期間に係る標準賞与額は、当初、それぞれ 13 万 9,000 円、14 万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月に 16 万 2,000 円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正後の標準賞与額（16 万 2,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（申立期間②は 13 万 9,000 円、申立期間③は 14 万円）となっている。

しかしながら、事業主から提供があった賞与支払明細書兼受領書から、当該期間において、標準賞与額 16 万 2,000 円に相当する賞与の支払を受け、申立期間②については標準賞与額 16 万 2,000 円、申立期間③については標準賞与額 16 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支払明細書兼受領書から確認できる保険料控除額又は賞与額から平成 19 年 6 月 29 日は 16 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額の訂正に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間④について、平成 20 年 4 月分の給与支払明細書兼受領書から、「特別手当等」として標準賞与額 3 万 5,000 円に相当する賞与が本給に上乘せして支払われ、標準賞与額 3 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料が事業主より控除されていることが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の給与支払明細書兼受領書の「特別手当等」として記載された賞与額から 3 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間①のうち、平成 18 年 9 月から 20 年 8 月までの期間については、給与支払明細書兼受領書により、オンライン記録の標準報酬月額

に相当する厚生年金保険料と一致する額が申立人の給与から控除されていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑤及び⑥については、オンライン記録によれば、当該期間に係る標準賞与額は、当初、それぞれ 14 万 2,000 円、14 万 4,000 円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月に 16 万 2,000 円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正後の標準賞与額（16 万 2,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（申立期間⑤は 14 万 2,000 円、申立期間⑥は 14 万 4,000 円）となっている。

当該期間については、賞与支払明細書兼受領書により、保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録で記録されている訂正前の標準賞与額を上回っていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和 42 年 8 月 2 日から 43 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を 43 年 3 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立期間に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 20 日から同年 7 月 26 日まで  
② 昭和 42 年 8 月 2 日から 43 年 4 月 1 日まで

年金記録では、A 社での厚生年金保険加入期間は昭和 42 年 7 月 26 日から同年 8 月 2 日までとなっているが、申立期間①及び②についても勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の詳細な記憶、同僚の証言及び戸籍の附票等から、申立人が昭和 42 年 3 月から 43 年 2 月までは A 社に勤務していたことが推認できる上、当該期間は、申立人が同社を辞めた後に勤務していた B 社が保管する履歴書の前歴欄に記載されている期間と一致している。

また、申立期間当時の複数の同僚は、「申立人の雇用形態や身分が在職中に変わることは無かった。」と証言している上、自分が勤務していた期間の終期はオンライン記録の資格喪失日と一致していると証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 42 年 8 月 2 日から 43 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、上記期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 42 年 7 月の標準報酬月額の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間において、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が昭和43年3月1日を被保険者資格の喪失日とする届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認する関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、前述の履歴書等により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、元事業主及び同僚からも当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除等に関する証言は得られない上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の同僚の資格取得日を調査した結果、厚生年金保険への加入時期が記憶する入社時期よりも3か月遅いと回答している同僚もいるなど、同社では全ての従業員を、必ずしも採用月から厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

また、申立期間②のうち、昭和43年3月1日から同年4月1日までの期間については、雇用保険の被保険者記録は無い上、A社は平成9年4月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の資料が保管されていないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 801 (事案 112、649、702 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月10日から55年12月5日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、私はA社で作業員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、再々々度申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料が無い、ii) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落が無い上、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している、iii) 申立事業所は、「出張所に勤務していた社員のうち、現場監督者や運転手ではない社員は、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している、iv) 申立事業所が加入していたB健康保険組合における申立人の加入記録は無い、v) 申立人が提出した「職長教育に係る受講証」には、厚生年金保険料の控除を確認することができる記載は見当たらない、として既に当委員会の決定に基づく平成20年11月12日付け、22年12月15日付け及び23年3月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、申立期間においてA社にC職として勤務し、厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てているものであるが、当該主張のみでは、委員会のこれまでの決定

を変更すべき新たな事情とは認めることができないことに加えて、申立期間にA社本社において厚生年金保険事務を含む経理事務を担当していた同僚は、「当時、現場作業員の中で厚生年金保険に加入させていたのは現場作業を指図する世話役のみであり、世話役ではないと判断される申立人については厚生年金保険には加入させてはおらず、給与からの保険料の控除も無かったはずである。」と証言しており、申立人の給与から保険料が控除されていることを推認できる証言は得られない。

その他に委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 1 日から平成 14 年 7 月 1 日まで  
私は、申立期間にA社に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった。給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の資格記録、戸籍の改正原附票の記録及びA社からの回答により、申立期間のうち、申立人が少なくとも昭和 54 年 3 月 26 日から平成 14 年 7 月 1 日までの期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「申立人は日雇労働者であり、各個人で国民年金に加入。そのため、保険料を徴収しなかった。」と回答しており、また、申立人及び申立人が名前を承知している 5 人を含め全 20 人の同僚の氏名が記されている同社提出の給与の精算表（平成 12 年 1 月分から同年 6 月分まで）によると、これらの者全員について、給与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社に係る厚生年金保険の加入記録がある同僚の 1 人は、「申立人は日雇労働者だった。」と回答している上、申立人が当時、同社に勤務していたとして名前を挙げた複数の同僚を含め先に挙げた 20 人の同僚全員について、同社に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人が昭和 52 年 8 月から一緒にA社に勤務していたと述べている申立人の妻は、同年 7 月 8 日から平成 6 年 8 月 17 日までの期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 4 日から 56 年 2 月 1 日まで

申立期間について、A社が経営するBという店に勤務していたのに記録が確認できなかった。同時期に勤務していた同僚には年金記録があるので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和 55 年 5 月 4 日から 56 年 1 月 31 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、「申立人に関する資料は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書離職証明書の控えしか保管しておらず、申立期間について、18 万円の給料で雇用していたことは間違いないが、厚生年金保険の加入手続は行っていなかったと思う。」と証言している。

また、申立人と同時期にA社に勤務していた同僚からも、申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金に加入し、当該期間は申請免除となっている上、国民健康保険にも加入している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。